



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエース  
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一  
(コード番号：3299 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 大久保 明  
(TEL. 03-6665-0581)

## 剰余金の配当及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第32回定時株主総会に剰余金の配当及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 剰余金の配当について

##### (1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2021年10月14日公表)	前期実績 (2020年12月期)
基準日	2021年12月31日	同左	2020年12月31日
1株当たり配当金	15円00銭	同左	10円00銭 (普通配当 5円00銭) (記念配当 5円00銭)
配当の総額	356百万円	—	239百万円
効力発生日	2022年3月28日	—	2021年3月26日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

##### (2) 配当の理由

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。長期的な事業拡大のため財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続することを基本方針とし、業績の水準等を総合的に勘案し利益配分を決定して参りたいと考えております。また、2022年2月14日に公表しました「中期経営計画策定に関するお知らせ」のとおり、第1次中期経営計画において財務基盤の強化が図られたこと、第2次中期経営計画においては株主還元の強化を図ることを重要施策としていることから、配当性向の目標水準を従来の20%程度から30%以上に変更しております。

この方針のもと、当期の1株当たり期末配当金につきましては、15円といたしました。

(参考) 年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金 (円)		
	第2四半期末	期 末	年 間
当期実績	0円00銭	15円00銭	15円00銭
前期実績(2020年12月期)	0円00銭	10円00銭	10円00銭

## 2. 定款の一部変更について

### (1) 変更の目的

- ① 変更案第18条は「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されこれに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ② 変更案第23条は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督維持・向上のため、取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款23条(取締役会の招集権者及び議長)を変更し、その他の取締役が議長となることを可能とするものであります。
- ③ 上記変更に伴う字句の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 当該取締役員に欠員又は事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

(新設)	<p>附則</p> <p><u>第1条 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>付則</p> <p>（条文省略）</p>	<p>附則</p> <p>（現行通り）</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年3月25日

定款変更の効力発生日（予定）

- （1） 第18条 2022年9月1日
- （2） 第23条 2022年3月25日

以上